

平成24年4月吉日

事業主各位  
(給与計算ご担当者様)

社会保険労務士法人エール  
TEL 045(549)1071  
FAX 045(549)1072

## 雇用保険料率変更のお知らせ

今年4月1日以降、雇用保険料率が引き下げとなります。

4月の給与計算の際は、控除する雇用保険料をお間違えのないようご注意ください。

これにより、平成24年度の労働保険概算保険料は、改訂後の率を乗じて算出された額となります。

今までの雇用保険料率(～H24.3)

業種	雇用保険料率	事業主負担分	被保険者分
一般	15.5 / 1000	9.5 / 1000	6 / 1000
建設業	18.5 / 1000	11.5 / 1000	7 / 1000



改正後の雇用保険料率(H24.4～)

業種	雇用保険料率	事業主負担分	被保険者分
一般	13.5 / 1000	8.5 / 1000	5 / 1000
建設業	16.5 / 1000	10.5 / 1000	6 / 1000

また、4月1日時点で64歳以上の被保険者(昭和23年4月1日までに生まれた人)につきましては、4月分より、雇用保険料が免除となります。

該当者がいらっしゃる企業様には別紙にてご案内致しますので、4月分給与の計算時には合わせてご変更下さい。

以上